

令和5年8月23日 開会

令和5年8月23日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会  
令和5年8月定例会  
会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

## 1 出席議員氏名

議長 松隈清之

副議長 大川隆城

議員 成富牧男

議員 樋口伸一郎

議員 和田晴美

議員 田村弘子

議員 緒方俊之

議員 重松一徳

議員 工藤絵美子

議員 岡 広明

議員 目野さとみ

議員 武田光邦

議員 寺崎太彦

## 2 欠席議員氏名

### 3 地方自治法第121条による説明職員氏名

管理者	向 門 慶 人
副管理者	松 田 一 也
副管理者	岡 毅
副管理者	武 廣 勇 平
事務局長兼総務課長	久 保 雅 稔
介護保険課長	槇 浩 喜
総務課長補佐兼収納対策室長 兼介護保険料係長	村 上 妙 子
介護保険課長補佐兼地域支援係長	鮎 川 夕 力 子
介護保険課長補佐兼認定係長	堤 大 輔
総務係長	山 内 一 哲
給付係長	大 石 美 由 紀

#### 4 議事日程

日程 番号	議案 番号	件 名	摘 要
1		会期決定	
2		会議録署名議員指名	
3		副議長の選挙	
4		諸報告	
5		管理者提案理由説明	
6	9	鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選任について (組合議員のうちから選任)	提案理由説明 質疑討論採択
7	10	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	〃
8	11	鳥栖地区広域市町村圏組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例について	〃
9	12	鳥栖地区広域市町村圏組合行政手続き等における情報通信技術の利用に関する条例	〃
10	13	令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)	〃
11	14	令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃
12	15	令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定	〃
13	16	令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定	〃
14	17	鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例	〃
15	18	鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	〃

(13:30開会)

#### 松隈議長

本日、鳥栖地区広域市町村圏組合告示第682号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいまの出席人員13名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を紹介させていただきます。

基山町から令和5年5月10日付けで選出され、組合議員に就任されました、重松一徳議員、工藤絵美子議員です。

ご挨拶をお願いいたします。

#### 重松議員

改めまして、こんにちは。

基山町議会議員の重松です。

介護保険、大変難しく、私も、なかなか理解するのに時間がかかりますけれども、しっかりと職責を果たしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

[ 一同拍手 ]

#### 工藤議員

こんにちは。

基山町議会議員の工藤絵美子と申します。

1期目で、ちょっと保健師をしておりましたが、母子保健中心でやってまいりましたのでちょっと介護保険につきましては、知識も足りないところがありますが、精いっぱい頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

[ 一同拍手 ]

#### 松隈議長

ありがとうございました。以上をもちまして新しく組合議員に就任された方の

ご紹介を終わらせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

#### 松隈議長

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

#### 松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### 松隈議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において、岡広明議員並びに 田村弘子議員を指名いたします。

#### 松隈議長

本年7月14日に岡広明議員より副議長の辞職願が提出されましたので、受理しました事を報告いたします。

よって日程第3、これより副議長選挙を行います。

副議長の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

#### 松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

それでは、指名推選をお願いいたします。

**重松議員**

議長

**松隈議長**

重松議員。

**重松議員**

副議長の推選をさせていただきます。

今まで本組合の副議長は三養基郡議長会会長が務められておりますので、上峰町議会議長の大川隆城議員を推選したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

**松隈議長**

ただいま副議長の選挙につきましては、重松議員から大川隆城議員を推選されましたが、これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。

よって大川隆城議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、大川隆城議員が本席におられますので、告知いたします。

**松隈議長**

それでは、副議長就任の承認とご挨拶をお願いいたします。

**大川副議長**

みなさんこんにちは。

ただいま副議長に御推選いただきました上峰町議会議長の大川隆城でございます。

もとより浅学非才の身ではございますが、誠心誠意、職務を遂行してまいりた

いと思いますので、議員各位の御協力のほどをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

[ 一同拍手 ]

#### 松隈議長

ありがとうございました、よろしく願いいたします。

日程第4、諸報告につきましては、事前に配布いたしておりますので、報告に代えさせていただきます。

#### 松隈議長

日程第5、管理者提案理由の説明を求めます。

#### 向門管理者

議長。

#### 松隈議長

向門管理者。

#### 向門管理者

みなさんこんにちは。向門でございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和5年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算、令和4年度一般会計及び介護保険特別会計決算認定など8議案について、ご審議をお願いすることといたしております。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和5年6月末現在、人口は、12万7,493人で、このうち65歳以上の人口は、3万4,838人となっており、高齢化率は、27.33%となっております。

当組合における要介護認定者数につきましては、5,926人、前年同月比で



33人、率にして0.6%の減となっております。

また、要介護認定者の認定者率は、約16.9%、前年同月比で率にして0.2%の減となっております。

今年度は第8期介護保険事業計画の最終年になります。介護保険を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、第8期介護保険事業計画に基づき、給付適正化や介護予防事業の充実などを図り、介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めてまいり所存でございます。

それでは、提案いたしました議案の概要を申し上げます。

令和5年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算につきましては、令和4年度決算に伴う国、県、各構成市町への返還金、基金への積立金などを計上いたしております。

次に、令和4年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1億84万9,885円、歳出総額1億19万4,647円となっており、歳入歳出差引額は、65万5,238円となっております。

また、令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額103億5,738万9,132円、歳出総額98億4,777万6,044円となっており、歳入歳出差引額は、5億961万3,088円となっております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 松隈議長

はい、ありがとうございました。

日程第6、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選任についてを、議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、岡議員の退席を求めます。

[ 岡議員退席 ]

**松隈議長**

では、提案理由の説明を求めます。

**向門管理者**

議長。

**松隈議長**

向門管理者。

**向門管理者**

ただいま議題となりました、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

令和5年8月組合議会定例会議案の2ページをご覧くださいと存じます。

組合議員のうちからの監査委員につきましては、上峰町議会議長であった大川隆城議員を選任いたしておりましたが、本年7月に退職願が出されたことに伴いまして、現在は欠員となっております。

監査委員の選任につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合同規約第13条第2項「組合議員及び関係副市町のうちから各1人を選任する。」との規定により、今回、後任として、みやき町議会議長である岡広明議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**松隈議長**

それでは、提案理由の説明がおわりました。

これより質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第9号について原案のとおり、同意することを決することにご異議ございま

せんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

**松隈議長**

岡議員の退席を解きます。

〔 岡議員着席 〕

**松隈議長**

それでは、監査委員に選任されました岡議員よりご挨拶をお願いいたします。

**岡監査委員**

ただいま、監査委員に同意をいただきました、みやき町議会の岡広明でございます。

誠心誠意職務を遂行してまいりたいと思いますので、各議員さんの御協力をお願い申し上げ、御挨拶にかえさせていただきます。

〔 一同拍手 〕

**松隈議長**

ありがとうございました。

日程第7、議案第10号、佐賀縣市町総合事務組合規約の変更についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第10号、佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について、ご説明いたします。

令和5年8月組合同議会定例会議案の3ページをお願いいたします。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、「佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの」でございます。

なお、この規約につきましては、同法第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行することになります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

## 松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、佐賀県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

## 松隈議長

日程第8、議案第11号、鳥栖地区広域市町村圏組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## 久保事務局長

議長。

## 松隈議長

久保事務局長。

## 久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第11号、鳥栖地区広域市町村圏組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

同じく令和5年8月組合議会定例会議案の4ページをお願いいたします。

本組合においては、職員の再任用及び定年等に関する事項については、鳥栖市の条例を準用しておりますが、鳥栖市においては、令和4年度に、地方公務員法の改正に伴い、「職員の再任用に関する事項」を「鳥栖市職員の定年等に関する条例」に規定する改正を行い、併せて「鳥栖市職員の再任用に関する条例」を廃止しております。

これに伴い、本条例改正では、廃止された「鳥栖市職員の再任用に関する条例」を準用している「鳥栖地区広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例」を廃止するものでございます。

また、「鳥栖地区広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例」は、「鳥栖市職員の定年等に関する条例」を準用する規定となっておりますので、これに基づき、職員の再任用に関する事項を取り扱うこととなります。

なお、本条例改正につきましては、公布の日を施行日としております。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。  
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**松隈議長**

説明が終わりました、  
これより質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

質疑を終わります。  
本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。  
議案第11号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第11号、鳥栖地区広域市町村圏組合条例を廃止する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

**松隈議長**

日程第9、議案第12号、鳥栖地区広域市町村圏組合行政手続き等における情報通信技術の利用に関する条例を、議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

**久保事務局長**

議長。

**松隈議長**

久保事務局長。

## 久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第12号、鳥栖広域市町村圏組合行政手続き等における情報通信技術の利用に関する条例についてご説明いたします。

令和5年8月組合議会定例会議案の5ページをお願いいたします。

本条例につきましては、住民及び事業者がマイナポータル等のインターネットを通じて、自宅、事業所から申請や届出ができるようにするため、条例の整備を行うものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日を施行日としております。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

## 松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

## 松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、鳥栖地区広域市町村圏組合行政手続き等における情報通信技術の利用に関する条例は、原案のとおり決しました。

## 松隈議長

日程第10、議案第13号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## 久保事務局長

議長。

## 松隈議長

久保事務局長。

## 久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第13号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和5年度予算関係議案の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和4年度決算に伴うもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億83万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳入補正額の、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、65万4,000円は、一般会計の決算に伴う繰越金として、計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、決算に伴う構成団体への負担金の返還金、として、款1運営費、項1運営費、目1運営費、節22償還金利子及び割引料、65万4,000円を計上しております。

なお、各構成団体への返還金につきましては、右側の説明欄のとおりでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]



## 松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

## 松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決しました。

## 松隈議長

日程第11、議案第14号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## 榎介護保険課長

議長。

## 松隈議長

榎介護保険課長。

## 榎介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第14号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

令和5年度予算関係議案書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和4年度決算に伴う、繰越金の整理が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億961万2,000円を追加し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ109億7,638万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、18ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明いたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、5億961万2,000円につきましては、令和4年度決算に伴い計上するものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出について、ご説明いたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金、1億8,311万5,000円につきましては、令和4年度の決算による繰越金の整理に伴う、介護保険料剰余分の基金への積立を計上しております。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、3億2,649万7,000円につきましては、令和4年度の決算による繰越金の整理に伴う、構成団体負担金への返還金及び国庫支出金等返還金を計上しております。

内訳につきましては、備考欄に記載をいたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

#### 松隈議長

はい、説明が終わりました。

それでは質疑を行います。

#### 成富議員

はい。

#### 松隈議長

成富議員。

#### 成富議員

それでは、特別会計でいいんですね。

19ページの、5款、先ほど説明のあった部分ですね、介護給付費準備基金積立金が、1億8,000万円ほど。

これはもう毎回言ってますので、耳にタコができている方もあると思いますが、1年、事業年度の1年目だったら、逆に、歳入、歳出合わせとかんとかかしいで

すよね、だけど2年目3年目になったらだんだんずれていく、今回のように、今期のように令和3年、令和4年、令和5年、今期のように、コロナとかで、非常に、いわゆる給付サービスが減少して、それはもう認めますが、減少した中で、決算も後から出てきますけど、決算も明らかに給付費の総額が減ってきてますよね。

ということになると、2年目、そして今回の3年目なんかはですね、頭出しじゃないんじゃないかと私はもういつも言ってるんですよね。

言うなら6か月の間で1億8,300万積み上げとるわけですが、これはもともと、当初から頭出しとかないかんとところをしてなかったからこんな感じになっとるんじゃないかと、私は思うんですけど、ほかにもいろいろ理由があるかと思いますが、それで、何で、毎回言っても、こんなに頭出しなのかっていうのについて、もう一度、お答えをお願いします。

#### 久保事務局長

議長。

#### 松隈議長

久保事務局長。

#### 久保事務局長

成富議員のご質問について、お答えいたします。

介護給付費準備基金は、介護保険事業の財源である65歳以上の第1号被保険者の保険料の余剰金を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金で、3年間の事業運営期間の最終年度において残高がある場合は、次期保険料を見込むにあたり、最低必要と認められる額を除き、取り崩すことが基本的な考えであるとされております。

また、給付費の財源構成につきましては、65歳以上の被保険者が23%、40歳以上64歳以下の2号被保険者が27%で、事業費の50%は被保険者が支払う介護保険料でまかなわれ、国は25%、残りの25%は県と市町村で12.5%ずつ負担する仕組みとなっております。

令和4年度当初予算では、前年度の実績と今後の給付費の伸びを見込み事業費を算出しましたが、保険料の収入見込みが事業費の23%に対し不足するため、

介護給付費準備基金から4,757万1,000円を取り崩し、財源不足が無い状態で歳入・歳出の予算編成を行っております。

しかしながら、令和5年2月定例会において、新型コロナウイルス感染症の影響により、給付費を減額し、財源となる基金の取り崩しが不用となったため、介護給付費準備基金繰入金を減額したところでございます。

また、決算においては、利用者の新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響が想定を上回り、給付費の不用額が大きかったことにより、確定した積立額として1億8,311万5,000円を補正予算として計上しております。

このようなことから、当初予算においては、保険料財源が不足し、基金を取り崩してはおりますが、給付財源の減少などに伴い、保険料が余剰となる場合に、積立金の歳入予算科目が必要となりますので、1,000円の頭出しとして計上しているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

#### 成富議員

はい。

#### 松隈議長

成富議員。

#### 成富議員

あのですよ。今いろいろ言われましたけど、ちょっと私納得出来なくて、最後のほうに、財源構成比率に基づき編成するためっていうふうに言われましたよね。

これ、ちょっともう1回お尋ねしたいところですけど、私は、それは全然関係ないと思ってます。

むしろさっき補正理由で言われたところ、それは、当初の時点で分かってたんじゃないかと思うんですよね。

あの、なんて言われたかな。準備基金繰入金を減額しましたって言われましたけど、もともと、当初からっていうのはですよ、これちょっと、数字細かいのは言いませんけど、例えば後が出てきます決算の、給付費ですよ、86億2,929万530円ですよ。

これは、今年の2月に予算編成したときに、まあ補正ですけど、そのあと、決

算が出て、そこら辺はほぼ、もう似たような数字が出てきてたと思うんですよ。

で、併せて、私が言いたいのは、この令和5年の2月っていうのは併せて、当初予算も、調整してる最中なんですよ。

だから、両方見ながら調整できる。だから、言いたいのは、繰り返しになりますけれども、決算で86億というふうな数字が出てるにもかかわらず、当初予算を90億超えとったかな、そういう大きな金額で、ちょっと私も今こ数字出しても記録してませんので言いませんけど、むしろその時点で、給付費の減っちゃうのは当初時点で分かっとったんじゃないかと。

さらに、私、これちょっと恥ずかしかったんですけど、今度の協議、執行部とのお話の中ではっきりしたのは、確かによく見れば今回のこの補正予算には、いわゆる給付費の減は全くあがってないんですよ。

給付費の減はあがってない。

それ、あげてないですよって言われて、そうですかごめんなさい。

そういうやり方をずっとしておられた、というふうに理解しました、それで。

そうすると、当初、過大見積り、私流に言えば、過大見積りした給付費を、ずうっと引っ張って、次の年の2月補正予算、2回目の補正予算のときまで扱わないという、これは一般的なその予算の作り方、在り方としては、ちょっと違うんじゃないかと、いうことを申し上げたいんです。

それで、これにつきましてはですね、やっぱ来年の2月の当初予算のときにはそれこそ、今年の決算の分と、よく両睨みしながら、予算の調整をしてもらいたいなということを思います。

ちょっと研究していただきたいと思います以上です。

**松隈議長**

ご意見ですね。

**成富議員**

はいそうです。

**松隈議長**

他にございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

はい、では、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決しました。

**松隈議長**

日程第12、議案第15号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**久保事務局長**

議長。

**松隈議長**

久保事務局長。

**久保事務局長**

ただいま議題となりました、議案第15号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算についてご説明いたします。

お手元の配布資料の、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合歳入歳出決算書の1ページと2ページをお願いいたします。

歳入歳出決算会計別総括表でございます。

表の上段の一般会計の収入済額は、1億84万9,885円で、不能欠損額、

収入未済額はございません。

支出済額は、1億19万4,647円で、執行率99.3%、不用額65万6,353円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算書です。款別の歳入、歳出額、並びに歳入歳出差引額を記載しております。

歳入歳出差引額は、65万5,238円となっております、全額、令和5年度への繰越金となっております。

続きまして、27、28ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものについて事項別明細書で説明させていただきます。

歳入の、款1分担金及び負担金につきましては、節1運営費負担金は、主に議会運営などの組合の運営に関する経費に対する構成団体負担金でございます。

節2低所得者保険料軽減負担金は、所得により区分した保険料額10段階の中の、1段階から3段階までの低所得の保険料に対する、軽減措置の4分の1を、構成団体が負担したものでございます。

次に、款2国庫支出金につきましては、目1低所得者保険料軽減負担金として軽減措置の2分の1を国が負担したものでございます。

款3県支出金につきましては、目1低所得者保険料軽減負担金として軽減措置の4分の1を県が負担したものでございます。

款4繰入金につきましては、節1介護保険特別会計繰入金は、令和3年度の低所得者保険料軽減構成団体負担金精算分として、返還するため特別会計より繰り入れたものでございます。

款5繰越金につきましては、令和3年度決算に伴う歳入歳出差引額であり、一般会計繰越金でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

款6諸収入につきましては、令和3年度地方公務員災害補償基金負担金の確定に伴う分でございます。

以上、歳入合計1億84万9,885円となっております。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。

歳出につきましては、一般会計は、款1運営費のみで、当組合の規約等に基づく組合の管理運営に関する経費、具体的には、議会運営、監査委員、情報公開審査会、出納事務、法令の整備等の経費でございます。

節1報酬は、組合議員13名、監査委員2名、情報公開審査会委員5名の報酬でございます。

節2給料は、管理者1名、副管理者3名の特別職給料でございます。

節3職員手当等は、管理職手当と、職員の時間外勤務手当でございます。

節4共済費は、派遣職員に対する地方公務員災害補償の負担金、会計年度任用職員に対する非常勤職員公務災害補償の負担金などでございます。

節8旅費は、組合議会における議員出席費用弁償、決算監査や例月出納検査時の監査委員出席費用弁償、情報公開審査会委員出席費用弁償でございます。

節10需用費から節13使用料及び賃借料につきましては、主に総務課における消耗品費、パソコンリース料、予算書や決算書などの印刷製本費などでございます。

節22償還金利息および割引料は、令和3年度決算に伴う、負担金の精算による構成市町への返還金等でございます。

節27繰出金は、低所得者保険料軽減繰出金として、国、県、構成団体が負担した額を一般会計から介護保険特別会計へ繰出し、保険給付費等の財源としたものでございます。

以上、歳出合計1億19万4,647円となっております。

79、80ページをお願いいたします。

財産に関する調書の公有財産でございます。令和4年度における土地、建物等の増減はございません。

以上、令和4年度一般会計決算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 松隈議長

はい、それでは引き続き、決算審査についての報告を求めます。

## 岡議員（監査委員）

議長。

## 松隈議長

岡監査委員。



### 岡議員（監査委員）

去る7月10日に、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算審査が行なわれました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認められました。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。  
以上で決算審査報告といたします。

### 松隈議長

ありがとうございました。  
それでは、これより質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

### 松隈議長

質疑を終わります。  
本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。  
議案第15号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

### 松隈議長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第15号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定については、原案のとおり決しました。

### 松隈議長

日程第13、議案第16号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定についてを、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

## 榎介護保険課長

議長。

## 松隈議長

榎介護保険課長。

## 榎介護保険課長

ただいま、議題となりました、議案第16号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算について、ご説明いたします。

決算書の1、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額103億5,738万9,132円、不納欠損額961万6,213円、収入未済額1,829万2,501円となっており、予算に対する収入比率は101.3%となっております。

歳出につきましては、支出済額98億4,777万6,044円、執行率96.3%、不用額3億7,875万2,956円となっております。

14ページから18ページにかけて、款別の歳入歳出額、並びに歳入歳出差引額を記載いたしており、歳入歳出差引額は、5億961万3,088円となっております。全額令和5年度への繰越金となっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

歳入の、款1保険料は、65歳以上の介護保険料で、滞納繰越分を含めた全体の収納率は、98.84%で、前年度より0.96ポイント高くなっております。

款2分担金及び負担金は、介護給付、地域支援事業などの各事業に要する諸経費に対し、均等割、人口割、保険給付割、高齢者人口割による負担割合で、組合構成市町にご負担いただいている負担金でございます。市町ごとの負担額を備考欄に記載をいたしております。

39ページ、40ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、介護給付費のうちの施設介護給付費と居宅介護給付費で国が負担した金額でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、後期高齢者加入割合等に応じて国から交付されたものでございます。

目2と目3の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対して国から交付を受けたもので、目4保険者機能強化推進交付金は、国が保険者の高齢者自立支援や重度化防止等に関する取組を評価し、更に推進することを目的として交付したものでございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、国が保険者の介護予防、健康づくりに関する取組を評価し、更に推進することを目的として交付したものでございます。

目6特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度及び令和4年度上半期分の介護保険料の減免に対する財政措置でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に納付された、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料について、各保険者に定率で交付されるもので、目1介護給付費交付金は、介護給付費に対するもの、目2地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対するものでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費のうちの施設介護給付費と居宅介護給付費で県が負担したものでございます。

項3県補助金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対して、県から交付を受けたものでございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金は、保険料の財源不足を補填するために、介護給付費準備基金を、第8期介護保険事業計画期間の令和3年度から令和5年度までの3年間で、3億3,000万円を基金から繰入れる予定としておりますが、令和4年度は、2月組合議会において、保険給付費とその財源の基金繰入金を減額補正したため、繰入額はございませんでした。

項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、低所得者の保険料負担の軽減のため、一般会計より繰入れたものでございます。

款9繰越金は、令和3年度の歳入歳出決算差引額でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

款10諸収入、項4雑入、目2第三者納付金は、交通事故などの第三者行為により、介護状態となり、介護サービスを利用した場合の費用について、損害賠償金として損害保険会社へ国保連合会を通して求償したものでございます。

以上、介護保険特別会計収入済総額103億5,738万9,132円となっ

ております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

47ページ、48ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節1報酬から節4共済費までの主なものは、介護保険運営協議会などの委員報酬、職員の管理職手当及び時間外勤務手当並びに会計年度任用職員1名の人件費などでございます。

節1.2委託料は、主なものは、介護保険システム維持管理業務委託料や、システムの保守、改修業務委託料などでございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

節1.3使用料及び賃借料の主なものは、介護保険システム、財務システム、その他機器の賃借料や使用料などでございます。

目2賦課徴収費は、保険料の賦課徴収のための経費で、会計年度任用職員2名の人件費、需用費、役務費などの事務的経費でございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

目3保険給付費事業支給費は、国保連合会と介護保険サービス給付事務に係る事務的経費でございます。

目4地域密着型サービス事業費は、地域密着型サービスの運営に係る事務的経費でございます。

項2介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員の報酬及び旅費、また認定審査システムの保守委託料及び賃借料などの事務的諸経費でございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

目2認定調査等費は、介護認定に要する認定調査員などの会計年度任用職員10名の人件費、主治医意見書手数料、外部委託の訪問調査委託料などの介護認定調査に係る諸経費でございます。

次に、款2保険給付費は、介護保険サービス利用に伴う保険給付に要する経費で、令和3年度と比べ1.1%増の86億2,929万530円となっております。

項1介護サービス等諸費は、要介護者の介護保険サービスの利用に伴う保険給付費で、令和3年度と比べ1.5%増の79億9,085万2,007円となっております。

給付費の主なものとして、目1居宅介護サービス給付費は、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により、人との接触が多い通所介護、通所リハビリ等の通所系サービスは、見込みを下回りましたが、訪問介護、訪問看護といった訪問系サービスが増加をいたしております。

55ページ、56ページをお願いいたします。

目3地域密着型介護サービス給付費は、住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の方を対象とした通所、訪問、ショートステイ、認知症グループホーム等のサービスでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所介護のサービスの利用が減少した一方、介護と医療のケアを提供する看護小規模多機能型居宅介護のサービス利用が増加をいたしております。

目5施設介護サービス給付費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、見込みを下回りましたが、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の利用は増加をしております。

次に、項2介護予防サービス等諸費は、要支援者の介護保険サービス利用に伴う保険給付費で、令和3年度と比べ0.6%減の3億1,265万8,857円となっております。

給付費の主なものとして、目1介護予防サービス給付費は、通所リハビリ、訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与、特定施設入所者生活介護などの給付費でございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

項3高額介護サービス等費は、一月当たりの利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

項4高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療費と介護費の利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

項5特定入所者介護サービス等費は、低所得の入所者に対し、施設入所の居住費や食費等の負担軽減分を給付するものでございます。

次に、款3地域支援事業費は、高齢者の介護予防や地域での生活自立支援を目的とした事業で、令和3年度と比べ、0.9%増の6億2,438万6,737円となっております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、通所事業、生活支援事業）につきましては、要支援者、また介護認定は受けていないが、チェックリストにより介護予防・生活支援が必

要とされた高齢者への事業費でございます。

節 1 2 委託料につきましては、6 1 ページ、6 2 ページをお願いいたします。  
通所型サービスC事業所委託料につきましては、要支援者の機能回復を目的とした、短期集中リハビリでございます。

また、構成市町委託料につきましては、鳥栖市では配食サービス、基山町では住民主体による通所サービスなどを実施いたしております。

なお、みやき町と上峰町につきましては、一般介護予防事業の委託料の構成市町委託料に、その分の予算を配分して実施されております。

節 1 8 負担金補助及び交付金は、介護予防・生活支援サービス事業費負担金でございます。

訪問型サービス及び通所型サービスの保険給付に相当する分を負担するものがございます。

目 2 介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号介護予防支援事業）の主なもの、介護予防に向けたケアプラン作成に係る給付費でございます。

項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費につきましては、6 5 歳以上の高齢者を対象に、介護予防事業を実施するための経費で、専門職の会計年度任用職員 2 名の人件費などの事務的経費および構成市町委託料でございます。

構成市町では「介護予防教室」、「運動教室」、「認知症予防教室」などを委託料で実施しております。

6 3 ページ、6 4 ページをお願いいたします。

項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費は、7 か所の地域包括支援センターに要する経費で、会計年度任用職員 1 名の人件費や需用費、役務費などの事務費および地域包括支援センターへの業務委託料などがございます。

6 5 ページ、6 6 ページをお願いいたします。

目 2 任意事業費は、介護事業所の給付適正化、家族介護者支援、高齢者の地域における生活支援などに要する経費で、会計年度任用職員 3 名の人件費や需用費、役務費などの事務費、構成市町への任意事業委託料などがございます。

構成市町任意事業委託料は、「介護用品支給」、「認知症サポーター養成」、「高齢者の見守り」、「配食サービス事業」などを市町が、それぞれの実状に応じて事業を実施いたしております。

目 3 地域ケア会議推進事業費は、高齢者の自立支援のための個別ケースの課題解決を検討する地域ケア会議の事務費で、医療・介護専門職の講師謝金や需用費

でございます。

67ページ、68ページをお願いいたします。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の関係機関の相談窓口の設置と連携強化の体制整備を推進するための事務費や委託料で、主なものは、鳥栖・三養基医師会に委託している医療・介護連携推進業務委託料などでございます。

目5生活支援体制整備事業費は、主なものは、生活支援コーディネーターを構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料でございます。

目6認知症総合支援事業は主なものは、相談支援を担う認知症地域支援推進員を構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料でございます。

69ページ、70ページをお願いいたします。

款4保健福祉事業費、項1保健福祉事業費、目1保健福祉事業費は、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に必要な取組及び人材の確保に要する経費でございます。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業特別会計において発生した保険料の余剰金や利息などを積み立て、介護給付費の財源不足に対して取り崩して充当するために設置した基金への積立金でございます。

積立額の内訳は、令和3年度決算に伴う保険料の余剰金、また、2月定例会での保険給付費の減額に伴う保険料余剰金を積み立てたものでございます。

目2介護保険円滑運営基金積立金は、介護保険事業の円滑な運営のために事務的経費に充てるもので、利息分のみ積み立てております。

款7諸支出金、項1償還金利子及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、過年度分の介護保険料還付金でございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

目2償還金は、令和3年度分の構成団体負担金及び国庫補助金等の返還金でございます。

項2繰出金は、令和3年度の低所得者保険料軽減負担金の構成団体負担金の精算金でございます。

以上、介護保険特別会計支出済総額98億4,777万6,044円となっております。

続きまして、基金についてご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

高額介護サービス費等支払貸付基金につきましては、高額介護サービス費の支給が見込まれる被保険者に対し、費用を支払うための資金を無利子で貸付ける制度でございますが、令和4年度中の増減はございませんでした。

次に、介護給付費準備基金は、保険給付費の財源に不足が生じた際、取り崩して充当するための基金でございます。

前年度末残高7億5,665万9,089円、本年度1億5,605万3,353円を積立て、取崩し額は0円となりました。結果、令和4年度中増減高1億5,605万3,353円、年度末現在高9億1,271万2,442円となっております。

介護保険円滑運営基金は、介護保険事業の円滑な運営のため、事務的経費に充てるもので、令和4年度は、利息分409円を積立て、年度末現在高423万2,162円となっております。

以上で、議案第16号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算について、ご説明を終わります。

よろしく、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

#### **松隈議長**

それでは引き続き、決算審査についての監査報告を求めます。

#### **岡議員（監査委員）**

議長。

#### **松隈議長**

岡監査委員。

#### **岡議員（監査委員）**

去る7月10日に、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算審査が行なわれました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認められました。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。



以上で決算審査報告を終わります。

#### 松隈議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

#### 成富議員

はい。

#### 松隈議長

成富議員。

#### 成富議員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず介護保険給付費の準備基金について、ページで言うと総括表、35ページと36ページ、これを見ますと、歳入で保険料は、100%以上、収入比率、予算現額を超えて入ってきております。

それと、一方、歳出のほうで見ますと、不用額が2億7,433万6,470円あって、そういうことも基金が大きくなったというふうに、これにですよ、今回の議案、議案で、先ほどの令和5年度の8月補正ですね、この分を加えたら、基金総額はおよそ10億円になるわけですよ。

やっぱりこの10億円っていうのを、いかに次期、もう来年度から9期が始まりますので、9期、もう今、多分、策定委員会などで、いろいろ審議の最中だと思いますが、やっぱり、この、お金を有効に、保険料の抑制とか、そういうことになってくると思う、思いますけど使ってもらわんといかんわけですね。

そこで2つお尋ねをします。

一つはですね。

この介護保険の、9期になりますね、次期事業計画の、策定中ということでしょうけど、それに我々議会がどのような形で関与できるのか、はい出来ました、これで行きますのでお願いしますじゃ、ちょっと、余りにも、いかんわけですよ。

私は関与したいので、今考えられてる、議会がどういう形で加入できるのかと

ということが一つ。

それから、この中では今実際、策定委員会の、進行状況、進捗、そういうのも併せて教えて下さい。

ほかに大きな2番目は、現時点ですけれども、5年度中に、基金からまた繰り入れるお金を繰り入れる予定はあるのか。

以上。

大きく2点についてお答え下さい。

### 榎介護保険課長

議長。

### 松隈議長

榎介護保険課長。

### 榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の質問でございますけれども、国の動向を踏まえつつ、来期の介護保険事業計画の策定を今現在進めているところでございます。第9期事業計画の保険料確定時期ですけれども、本年7月に第9期介護保険事業計画策定委員会を発足し、4回の策定委員会及び市町ごとに行う2回の日常圏域部会及びパブリックコメントを経て、2月ごろに事業計画が出来る予定としております。

現在、第1回目の策定委員会と日常圏域部会が終わったところでございまして、事業計画の素案を11月下旬に作り、パブリックコメントにかける予定としております。

そのため、議員の皆様方には素案ができたところで説明会を開催させていただきます。

2つ目のご質問の令和5年度の基金取崩による、繰り入れ予定額についてですが、現在、コロナ禍のため、給付費は計画に対して、減少傾向にございますが、今年度の当初予算では、1億721万8,000円を計上いたしております。

以上お答えとさせていただきます。

## 成富議員

はい、次いいですか。

## 松隈議長

成富議員。

## 成富議員

続けてすいません。

次はですね、ページ53と65です。

特定入所者介護予防サービス、介護サービスのところ、ごめんなさい、予防サービス、介護サービスのところ。前年度に比べて少し、減少しておりますけど、前年度比でですね、その理由について、お答えをお願いします。

## 榎介護保険課長

議長。

## 松隈議長

榎介護保険課長。

## 榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

特定入所者介護サービスは、所得の低い方の介護施設の居住費、食費について、収入に応じて一定額を保険給付することで、負担の軽減を図る制度でございます。

特別養護老人ホームなどの利用に係る負担限度額の認定につきましては、令和3年度と令和4年度の認定件数はほぼ変わりませんでした。

そのため、特定入所者介護サービス費が、前年度比で減少した理由といたしましては、令和3年度は新型コロナウイルスが未知のものであり、家庭内感染防止対策の一貫として緊急避難等によるショートステイの利用数が増加していたものが、令和4年度にはいり、新型コロナウイルスの実態等が把握され、感染対策が確立されたことで、ショートステイを利用した緊急避難の利用数が減少したこと、また、介護療養型医療施設の減少などにより、給付費が減少した

ものと考えられます。

なお、令和3年度の法改正により、預貯金等の金額で利用者負担の段階が増えましたが、預貯金の金額等で該当しなかったとしても、預貯金額等が、基準額内となれば、再度申請をしていただくよう、本人家族の方へだけでなく、施設職員の方に対しても、案内をし、丁寧に対応をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

#### 成富議員

はい。

#### 松隈議長

成富議員。

#### 成富議員

お尋ねしたかったのは、最後のほうで答弁いただきましたけれども、要件が、令和3年の法改正でちょっと厳しくなってるという、その影響が出てきてないかなあということでお尋ねしましたが、直接そのことについての影響が出てきてないと、それから、預貯金、だからちょっと、要件により高くて、今回は該当しませんよという人についても、しっかりそのあとフォローをしていくと、いうことを言われましたんで、ぜひそれはやっていただきたいなと思います。

続けていいですか。

#### 松隈議長

はい。

成富議員。

#### 成富議員

後、すいません2つあります。

48ページですね。

48ページの、真ん中ほどに旅費があります。

その1番上、全国介護保険広域化推進会議、出席旅費8万5,660円、額はめちゃくちゃ多い数字じゃないんですけど、この内容と、今、必要なのか、その

必要性についてお尋ねします。

**久保事務局長**

議長。

**松隈議長**

久保事務局長。

**久保事務局長**

ご質問について、お答えいたします。

全国介護保険広域化推進会議につきましては、介護保険を広域的に実施することが、介護保険を運営する上で極めて重要であるとの共通認識に立ち、会員内で連携を図りながら介護保険制度と広域的運営の発展に向け、国への要望や協議、研修等を行っております。

加盟団体数につきましては、24団体となっております。

本組合といたしましては、国に対して、地方の意見を届ける重要な場でもあり、広域運営の問題点等、介護保険に対する要望等を含め、協議する重要な会議と考えております。

以上お答えとさせていただきます。

**成富議員**

はい。

**松隈議長**

成富議員。

**成富議員**

24団体ってこれ何か最初の方から大体24団体みたいなんですけど、お聞きしたところによると、全体で、広域は、全国でですね、40団体しかないということですよ。

どれぐらいなもんかなあと思ったんですけど、要は、介護保険の発足時についてはですよ、初めてのことからちょっとやり方分からんもんね、みんなでちょ

っと集まってやろうか、みたいな機運がずっとあったんだと思うんですよ。

例えば、福岡県なんかもう、最初、広域の広域みたいな、広域になってたのが、だんだんそれじゃもう、問題も弊害も出てきて、それぞれのやっぱ特色がありますからね地域。

で、もうこういう、いわゆる推進会議でしょ。

推進する会議っていうのは、もう不要じゃないかなっていうことでお尋ねしたんですけど。

ちょっと私もこれもう少し調べてみたいと思います。

議長、最後です。

### 松隈議長

はい、成富議員。

### 成富議員

最後はですね。

包括的支援事業。何ページやったかな。

地域支援事業費のところですが、ごめんなさい、ここですね。64ページ。

64ページの委託料のところ、包括的支援事業業務委託料に関連してお尋ねいたします。

この、各鳥栖地区包括から最後の、上峰地区包括までずっといろいろありますよね。

このセンター、それぞれのセンターあたりの、委託料の金額の算出基準ってありますか、根拠についてお尋ねをします。

それと、もう併せて、お尋ねしますのは、結構、現場は厳しいというお話も伺ってますけれども、新たにもうちょっと人なりの手だてをお願いしたいとかいう要望が出ていないのか、以上、質問をいたします。

以上です

### 榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えします。

包括的支援事業委託料の根拠といたしましては、地方交付税の算出における職員の人件費及び事務費の金額を適用しております。

地域包括支援センターの職員の配置は、国が示した配置基準に沿って保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の3職種の配置を行っております。

人件費の内訳としまして給料、手当等で約390万円、社会保険料の事業主負担分として約80万円の合計470万円。事務費につきましては200万円を計上しております。

令和2年度からは地域包括支援センターの相談体制を強化するための運営の補助を行う職員1名を増員しており、その人件費として300万円を増額いたしております。

また、地域包括支援センターには、年に2回定期的に訪問をしており、業務や勤務の状況等を把握しながら支援をしているところでございます。

現在、時間外勤務もほぼないと状況を確認しておりまして、要望等は特にあがっておりません。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

終わります。

松隈議長

はい。他にございますか。

樋口議員

議長。

松隈議長

樋口議員。

## 樋口議員

決算書の54ページから60ページ全般にわたる流用について、質問をさせていただきます。

ここ数年はコロナの影響があったとは思いますが、今現在は最悪の状況っていうところではなく、だんだん落ちついてきているのではないかと思いますので、それを前提として、コロナの影響等は別としてちょっとお尋ねしたいところなんですけど。

この54ページから60ページにわたっての流用は項目の範疇で、毎年、多数流用がっておりますが、この、まず、流用に関する基準等があれば教えてください。

## 榎介護保険課長

議長。

## 松隈議長

榎介護保険課長。

## 榎介護保険課長

樋口議員のご質問にお答えいたします。

保険給付費の流用の基準ですが、当初予算の議案に地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、「款2保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用」ということにいたしております。

以上、お答えといたします。

## 樋口議員

議長。

## 松隈議長

樋口議員。



## 樋口議員

ただし書きをしておけば、それに基づいて、やっているし、できる。というご回答だったと思いますけど。

ただですね、質問の意図としては、当初予算の議案審査の際にですね、どのみち決算認定において、多数の流用がなされるだろうなあ。そういった印象をより少なくするためにもですね、現在の利用状況については、今後検討の余地があるんじゃないかなあというふうに考えてるんですけど、いかがでしょうか。

## 榎介護保険課長

議長。

## 松隈議長

榎介護保険課長。

## 榎介護保険課長

樋口議員のご質問にお答えいたします。

予算の編成におきましては、歳出予算の内容である個々の事務や、事業の必要性、予算を裏付けとする行政事務の効率的な執行の方法、収入すべき資金計画等を考慮して計画を立て、また、予算が最も効率的に、すなわち最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行する必要があることを念頭に組み立てるものと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生以後、その影響による保険給付費の想定が難しくなった状況もございます。

令和4年度決算におきましては、保険給付費の中で、高額医療合算サービス等費へ1,268万8,000円を流用いたしておりますけれども、高額医療合算サービスは、医療保険と介護保険の利用者の世帯負担の年間合計額が、負担限度額を超えた額を支給するものでございます。

したがって、介護費だけでなく医療費も関係するものであるため、支出金額の予測が立てにくく、令和4年度につきましては、不足の無いよう令和3年度より増額して予算を見立てておりましたけれども、それでも不足したという状況でございます。

予算の不足に対しましては、本組合の2回の定例会に諮りながら、予算執行し

てまいります。このような想定が困難で、緊急を要する給付費につきましては、流用で対応とさせていただいております。

この款 2 保険給付費の項間の流用が、樋口議員の懸念される、決算認定において多数の流用がなされ、予算の調製が適切でないといった印象を与えないよう、今後につきましても、適切な予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

#### 樋口議員

議長。

#### 松隈議長

樋口議員。

#### 樋口議員

ありがとうございました。

流用を決して否定するものではございませんけども、流用ありきにならないようなご検討をお願いできればと思います。

以上で終わります、ありがとうございました。

#### 松隈議長

他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

#### 松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 16 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。

よって議案第16号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり決しました。

**松隈議長**

それではここで資料配布のため、暫時休憩いたします。

(14:48 休憩)

\*\*\*\*\*

[ 議案第17号 鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する  
条例を議長に提出 ]

\*\*\*\*\*

(14:50 開議)

**松隈議長**

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

只今、お手元に配布のとおり、議案第17号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

**松隈議長**

議案第17号 鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大川副議長

議長

松隈議長

大川副議長

大川副議長

個人情報保護条例に基づき規定されていましたが、議会が取り扱う個人情報が個人情報の保護に関する法律の適用から外れたことにより、新たに制定が必要となり議会の議決を求めるものでございます。

どうもよろしくお願ひいたします。

松隈議長

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり決しました。

松隈議長

それではここで再度資料配布いたします。暫時休憩いたします。

(14:51 休憩)

\*\*\*\*\*

[ 議案第18号 鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会  
条例の一部を改正する条例を議長に提出 ]

\*\*\*\*\*

(14:52 開議)

**松隈議長**

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

只今、お手元に配布のとおり、議案第18号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**松隈議長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

**松隈議長**

議案第18号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**久保事務局長**

議長

**松隈議長**

久保事務局長

**久保事務局長**

ただいま議題となりました、議案第18号、鳥栖広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

令和5年2月組合議会定例会議案（追加議案 議案第18号）の2ページをお願いいたします。

本議案は、「議会の個人情報の保護に関する条例」の制定に伴い、議会からの諮

問に応じた調査審議、罰則等の規定を設けるなどの、条文、文言などの見直しを行うものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 松隈議長

質疑を行います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

#### 松隈議長

質疑を終わります。

それでは本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

#### 松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

#### 松隈議長

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和5年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでございました。

(14:55閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 松隈清之

議員 岡 広明

議員 田村 弘子